

第七十五号議案

江戸川区介護保険条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十五年十一月二十八日

提出者

江戸川区長

多

田

正

見

江戸川区介護保険条例の一部を改正する条例

江戸川区介護保険条例（平成十二年三月江戸川区条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「年十四・六パーセント（当該納期限の翌日から三月を経過するまでの期間については年七・三パーセント）の割合」を「江戸川区特別区税条例（昭和四十年一月江戸川区条例第六号）第八条に規定する割合（ただし、同条中「一月」とあるのは「三月」と読み替える。）」に改め、同条第二項中「閏年」を「^{じゆん}閏年」に改める。

付則第七条を次のように改める。

（延滞金の割合の特例）

第七条 当分の間、第十条第一項に規定する延滞金の割合は、同項の規定（「一月」を「三月」と読み替える部分を除く。）にかかわらず、江戸川区特別区税条例で適用される割合の例による。

付 則

この条例は、平成二十六年一月一日から施行する。

(説明)

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の改正に伴い、延滞金の割合に
ついでの特例を改めるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたし
ます。